

国民健康保険税納税通知書を発送します

平成 20 年度国民健康保険税の納税通知書を 7 月 3 日(木)に発送します。国民健康保険税は、医療分と、支援分の保険税として 40 歳から 64 歳までの方が対象の介護納付金に要する保険税の合算額です（左表参照）。

納期は、7 月 31 日から平成 21 年 3 月 2 日までの 8 回払いです。「保険税の軽減」前年の合計所得が一定額以下の場合、保険税を減額する制度があり、住民税の申告に基づいて適用されます。申告をしていない方は、至急手続きをしてください。

なお、国民健康保険に加入し

■平成 20 年度国民健康保険税の税率等

	医療分	支援分	介護納付金分
均等割額	1 万 5,100 円	1 万 3,500 円	1 万 1,000 円
平等割額	2,000 円		
所得割税率	4.26%	1.50%	1.17%
資産割税率	18.20%		
賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円

※これまで国民健康保険税は「医療分」と「介護分」との合算額でしたが、平成 20 年度から新たに後期高齢者医療制度を支援するための「支援分」が加わり、3 区分の合算額になります。算定方法・税率は変わりますが、一部の方を除いて合算後の税率に変更はありません。限度額のみ変更になります。

※介護納付金分は 40 歳から 64 歳までの方が対象となります。

ている世帯で、75 歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、引き続き国民健康保険に加入する 75 歳未満の方が一人になる場合は、平等割が 5 年間 2 分の 1 になります。

また、今まで受けていた軽減は世帯構成および収入が変わらなければ、引き続き 5 年間軽減を受けることができます。

「保険税の減免」次のような場合、普通徴収は納期限の 7 日前までに、特別徴収は年金給付の直近の支払日の 7 日前までに、事情を証明する書類を添えて減免の申請ができます。

▽生活保護を受けることになったとき

▽納税義務者または同居の親族が、死亡・失職・廃業・疾病等により、収入が著しく減少し、生活が困難になったとき

▽災害等により資産に重大な損害を受けたとき

▽1 世帯に被保険者が 3 人以上加入している、収入が一定額以下の場合

また 75 歳以上で、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する方の扶養家族（65 歳～74 歳）は国民健康保険に加入することになるため、保険税がかかります。この場合申請すると、2 年間減免を受けることができます。

【問い合わせ】健康支援課 保険年金係

国民健康保険の「限度額適用認定証」が新しくなります

現在お持ちの国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は 7 月末日までです。8 月 1 日からの新しい「限度額適用認定証」は 7 月中旬に送付します。更新の手続きは不要です。

期限の過ぎた「限度額適用認定証」は、ご自身で住所・氏名などが分からないように細かく切るなどしてから破棄してください。

【問い合わせ】健康支援課 保険年金係

会社の健康保険等に加入された方は国民健康保険の脱退手続きが必要です

国民健康保険に加入していた方が会社の健康保険等に加入された場合は、国民健康保険の脱退手続きをしてください。

手続きは、新しい健康保険証の写しに日中の連絡先電話番号を記入の上、国民健康保険とともに健康支援課へ郵送してください。

脱退の手続きにより国民健康保険税が変更になる方には、8 月中旬に税額変更通知書を送付しますので、第一期分は納期限までに納めてください。

【問い合わせ】健康支援課 保険年金係

平成 20 年度後期高齢者医療保険料納入決定通知書を 7 月中旬に発送します

■保険料の納付方法

年金額が年額 18 万円以上の方は、原則として年金からの天引きとなります（特別徴収）。

年金額が年額 18 万円未満の方は、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える方は、年金からの天引きは行わず、納付書や口座振替などの個別納付となります。

なります（普通徴収）。

■保険料の減免

次のような場合、普通徴収は納期限 7 日前までに、特別徴収は年金給付の次の支払日の 7 日前までに、事情を証明する書類を添えて減免の申請ができます。

▽被保険者またはその属する世帯の世帯主が、災害等により資産に重大な損害を受けたとき

▽被保険者の属する世帯の世帯主が死亡・失職・廃業・疾病等により収入が著しく減少し、生活が困難になったとき

▽そのほか広域連合長が認める特別の事情があるとき

■一部負担金の割合が変わる方に新しい保険証を送付します

医療機関等で支払う一部負担

金の割合（1 割または 3 割）は、確定した前年の所得で、8 月からの割合を判定します。

判定の結果、負担割合が変わる方には、7 月中旬に新しい負担割合の保険証を送付します。

■8 月から後期高齢者医療制度の一部負担金の決め方が変わります

これまで、同じ世帯の 70 歳以上の方を対象に判定していましたが、8 月からは 75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者の方で判定することになります（一定の障がいをお持ちの 65 歳以上を含む）。

そのため、70 歳から 74 歳までのほかの健康保険加入者は判定対象から除かれます。

これまで、判定対象者が 2 人で収入 520 万円以下の場合に申請すると 1 割負担となっていた世帯の方は、8 月からは判定対象者が 1 人となるため 3 割負担に上がる場合があります。ただし、新たな経過措置として、月額自己負担限度額が 1 割（一般世帯）の方と同額になります（平成 22 年 7 月末日まで）。

なお、平成 18 年 8 月から 2 年間適用されていた「公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置」および「老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置」は終了します。

【問い合わせ】健康支援課 保険年金係

介護保険料（普通徴収・特別徴収）納入通知書を発送します

平成 20 年度介護保険料納入通知書を 7 月初旬に発送します。

■普通徴収

【対象】年金額が年額 18 万円未満の方や、年金の種類が老齢・退職共済・障害・遺族年金以外の方

【納期の回数】第 1 期（7 月 31 日）から第 8 期（平成 21 年 3 月 2 日）までの 8 回払い

【納め方】金融機関などの窓口での納付のほかに、預金口座から自動的に引き落とす口座振替の方法もあります。ぜひご利用ください。

※平成 20 年 2 月 2 日から 4 月 1 日までの間に 65 歳到達や転入で市の第 1 号被保険者になった方で、平成 20 年 4 月 1 日時点で年額 18 万円以上の老齢（退職）年

金等を受給している方は、9 月までは口座振替などの個別納付（普通徴収）で、10 月以降は年金からの天引き（特別徴収）となります。

今回お届けする納入通知書で、第 3 期までの保険料を納付し、10 月以降の年金支給からは、年金からの天引きになります。

徴収の合計額を差し引いた残額を 10・12 月、平成 21 年 2 月の 3 回に割り振り天引きします。

また、新たに 6 月あるいは 8 月から特別徴収が開始される方は、残額を 10・12 月、平成 21 年 2 月の 3 回に割り振り天引きします。

なお、年度途中で所得税の申告などにより市民税に変更が生じ、介護保険料の所得段階が上位に変更になる方は、増額分を普通徴収で納付していただくことがあります。

4 のいずれかの段階が記載されているもの（19 年度市民税が非課税となります）は、満 70 歳以上の都民の方が対象となる「東京都シルバーパス」を 1,000 円で発行を受ける場合に「非課税を確認する書類」として使用できますので保管願います。

※現在の年齢が 70 歳以上の方および平成 21 年 4 月 1 日までに満 70 歳の誕生日を迎える方で、平成 17 年度介護保険料所得段階区分が 1, 2, 3 段階、かつ平成 20 年度所得段階区分が 5 以上に該当する方は、平成 20 年度経過措置として費用負担 1,000 円でシルバーパスの交付が受けられる確認書を 8 月中旬ごろに送付します。

【問い合わせ】納入通知書については介護支援課介護係、シルバーパスについては介護支援課高齢者支援係

【特別徴収】

【対象】65 歳以上の方（第 1 号被保険者）で、年額 18 万円以上の老齢・退職共済・障害・遺族年金を受給している方

【保険料天引き】仮徴収と本算定の 2 通りです。仮徴収は 4・6・8 月に原則として平成 20 年 2 月と同額を天引きします。本算定以後は、決定した平成 20 年度保険料から 4・6・8 月の仮

【給付制限】

特別の事情なく介護保険料を滞納している場合、滞納期間に応じた介護給付が制限されます。保険料の納付方法等についてはご相談ください。

【問い合わせ】納入通知書については介護支援課介護係、シルバーパスについては介護支援課高齢者支援係